

「総会における役員選挙及び議決権に関する規則」

- 1、総会における役員改選の手続きについて
 - 1、役員選挙に立候補しようとする者は、総会の2週間前までに事務局が作成した「立候補届」の書式により理事長宛に文書で届け出るものとする。
 - 2、他の会員を役員として推薦する場合、事前に当該会員の承諾を得、総会の2週間前までに事務局が作成した「立候補届」の書式により理事長宛に文書で届け出るものとする。
 - 3、総会においては立候補届に基づき「候補者名簿兼投票用紙」を配布して、出席者による投票を行う。
 - 4、候補者名簿の事前の送付は行わない。

- 2、総会における議決権の行使について
 - 1、事前に総会資料とともに送付する「出欠確認書」によって議決権を行使する事が出来る。
 - 2、出欠確認書が総会前日までに不達の場合、および出欠確認書に議決権に関する記載が無い場合はいずれの場合も「委任状が提出された」ものとして取り扱い、「全議案につき、総会の議決に賛成」と見做す。

- 3、本規則は2016年度（平成28年度）定期総会における議決により制定された。よって以後の総会から有効となる。